

名古屋市告示第347号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和4年名古屋市告示第 590号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 7年 7月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定を解除する区域

名古屋市東区矢田三丁目1601番 1の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン（土壤溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壤溶出量基準）

カドミウム及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壌含有量基準）

シアン化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課